

京 都 大 学 総 合 体 育 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長が管理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、<u>総長</u>が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長(以下「<u>副学長</u>」という。)が管理する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、<u>副学長</u>が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年5月1日から施行する。</p>